

食品安全委員会（第652回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成29年6月6日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

佐藤	洋	（委員長）
山添	康	（委員長代理）
吉田	緑	
山本	茂貴	
石井	克枝	
堀口	逸子	
村田	容常	

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき及び食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・ 添加物 1案件
食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項について
(厚生労働省からの説明)

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・ 動物用医薬品 3品目
 - [1] アミトラズを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤(アピバー) (再審査)
 - [2] グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン) (再審査)
 - [3] シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラーバデックス1%) (再審査)(農林水産省からの説明)

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
OYC-GM1株を利用して製造された酸性ホスファターゼ
(厚生労働省からの説明)

- (3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
- ・「RITE-A5株を利用して生産されたL-アラニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「GLU-No. 9株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (4) その他

4. 配布資料

- (1-1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)
- (1-2) 食品健康影響評価について
- (1-3) 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の改正に係る食品健康影響評価の依頼等について
- (2-1) 食品健康影響評価について
- (2-2) 再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要<アミトラズを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤(アピパール)>
- (2-3) 再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要<グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン)>
- (2-4) 再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要<シロマジン
を有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラーバデックス1%)>
- (2-5) OYC-GM1株を利用して製造された酸性ホスファターゼに係る食品健康影響評価について
- (3-1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<RITE-A5株を利用して生産されたL-アラニン>
- (3-2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<GLU-No. 9株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム>